

○ 財務省告示第 150 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 8 年 4 月 15 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 22 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 22 回	2,000,000,000 円	100.00 円
〃	第 23 回	200,000,000 円	100.75 円
〃	第 27 回	2,000,000,000 円	100.65 円
〃	第 27 回	3,000,000,000 円	100.70 円
〃	第 27 回	3,000,000,000 円	100.75 円
〃	第 27 回	2,000,000,000 円	100.80 円
〃	第 28 回	1,500,000,000 円	99.74 円
〃	第 28 回	1,500,000,000 円	99.79 円
合計		15,200,000,000 円	